第六十三条第一項中「指定関係投票区」を「指定関係投票区等」に改める。

第六十五条中「第六十条」を「第六十条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）又は第二項」に、「においては」を「には」に改める。

第六十五条の七第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改め、「直ちに」を削り、「投票管理者に」の下に「、当該投票管理者に係る投票所を開いた時刻以後直ちに」を加える。

第六十五条の十二第二項中「によつて」を「により」に改め、「直ちに」を削り、「投票管理者に」の下に「、当該投票管理者に係る投票所を開いた時刻以後直ちに」を加える。

第六十五条の十三第一項の表第六十条第二項の項中「及び不在者投票証明書」を「、不在者投票証明書及び同条第六項の規定により送信された確認書を受信した用紙」に、「指定関係投票区」を「指定関係投票区等」に改める。

第六十五条の二十一中「第六十条」を「第六十条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）又は第二項」に改める。

第七十条第一項中「候補者が」の下に「法第六十二条第一項の規定により」を加え、「法第六十二条第二項」を「同条第二項」に、「法第六十二条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第二項中「又は推薦届出」を削り、「者（」の下に「死亡者、職を辞した者及び」を加え、「場合においては、当該事由に係る候補者の届出に係る」を「ことにより同条第七項の規定により職を失つた」に、「及び第八項」を「及び第九項」に改める。

第七十条の二第一項中「同条第八項」の下に「若しくは第九項」を加え、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第七十条の三第三項中「数市町村合同開票区」の下に「（選挙の期日前二日又は選挙の期日の前日に設けられたものを除く。）」を、「第五項」の下に「（第七十条第二項の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）」を加え、「同条第六項」を「法第六十二条第六項（第七十条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」に、「同条第八項」を「法第六十二条第九項（第七十条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」に改め、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「数区合同開票区」の下に「（選挙の期日前二日又は選挙の期日の前日に設けられたものを除く。）」を、「又は第五項」の下に「（第七十条第二項の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）」を加え、「同条第六項」を「法第六十二条第六項（第七十条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」に、「同条第八項」を「法第六十二条第九項（第七十条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」に、「、第五項」を「、第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　数区合同開票区（選挙の期日前二日又は選挙の期日の前日に設けられたものに限る。）においては、法第六十二条第八項又は第九項の規定による区の選挙管理委員会が行う開票立会人の選任及び前条第一項の規定による開票立会人の氏名等の通知は、指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会が行う。

第七十条の三中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　数市町村合同開票区（選挙の期日前二日又は選挙の期日の前日に設けられたものに限る。）においては、法第六十二条第八項又は第九項の規定による市町村の選挙管理委員会が行う開票立会人の選任及び前条第一項の規定による開票立会人の氏名等の通知は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会）が行う。その協議が調わない場合には、都道府県の選挙管理委員会が指定した市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会）が行う。

第七十条の三の次に次の一条、見出し及び四条を加える。

（選挙の期日前二日以後に分割開票区を設けた場合の開票立会人）

第七十条の四　都道府県の選挙管理委員会が選挙の期日前二日又は選挙の期日の前日に従前の開票区の区域に二以上の分割開票区を設けた場合には、法第六十二条第八項の規定による開票立会人の選任については、市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、区の選挙管理委員会。以下この条において「管轄選挙管理委員会」という。）は、当該従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者（死亡者、職を辞した者及び法第六十二条第七項の規定により職を失つた者を除く。以下第七十条の七までにおいて同じ。）を、所属選挙人名簿登録者数（法第十八条第二項の規定により開票区が設けられた日前の直近の法第二十二条第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録の日現在において、当該開票区に属する投票区の選挙人名簿に登録されている選挙人の数を合計した数をいう。以下第七十条の七までにおいて同じ。）が最も多い分割開票区（所属選挙人名簿登録者数が最も多い分割開票区が二以上あるとき、又は全ての分割開票区の所属選挙人名簿登録者数が同じであるときは、これらに該当する分割開票区の中から当該管轄選挙管理委員会がくじで定めた分割開票区）の開票立会人に選任しなければならない。ただし、当該従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者の中に同一の政党その他の政治団体に属する者が三人以上あるときは、これらの者の中から当該管轄選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者を開票立会人に選任することができない。

2　都道府県の選挙管理委員会が選挙の期日以後に従前の開票区の区域に二以上の分割開票区を設けた場合には、法第六十二条第八項の規定による開票立会人の選任については、所属選挙人名簿登録者数が最も多い分割開票区（所属選挙人名簿登録者数が最も多い分割開票区が二以上あるとき、又は全ての分割開票区の所属選挙人名簿登録者数が同じであるときは、これらに該当する分割開票区の中から管轄選挙管理委員会がくじで定めた分割開票区。以下この項において同じ。）の開票管理者は、当該従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者を、当該所属選挙人名簿登録者数が最も多い分割開票区の開票立会人に選任しなければならない。ただし、当該従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者の中に同一の政治団体に属する者が三人以上あるときは、これらの者の中から当該所属選挙人名簿登録者数が最も多い分割開票区の開票管理者がくじで定めた者二人以外の者を開票立会人に選任することができない。

3　前二項の規定によるくじを行う場合には、管轄選挙管理委員会は、これらのくじを行うべき場所及び日時をあらかじめ告示しなければならない。

（選挙の期日前二日以後に数市町村合同開票区を設けた場合の開票立会人等）

第七十条の五　都道府県の選挙管理委員会が選挙の期日前二日又は選挙の期日の前日に従前の二以上の開票区の区域を合わせた区域に数市町村合同開票区を設けた場合には、法第六十二条第八項の規定による開票立会人の選任については、第七十条の三第四項の規定により定められ、又は指定された市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれるときは、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会。以下第五項までにおいて「管轄選挙管理委員会」という。）は、これらの従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者の数を合計した数が、十人を超えないときは直ちにこれらの者を、十人を超えるときはこれらの者の中から当該管轄選挙管理委員会がくじで定めた者十人を、当該数市町村合同開票区の開票立会人に選任しなければならない。この場合において、これらの従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者のうち法第六十二条第一項の規定又は第七十条第一項の規定による届出があつた者で同一の公職の候補者の届出に係るものが二人以上あるときは、これらの者の中から当該管轄選挙管理委員会がくじで定めた者一人以外の者は、当該開票区の開票立会人に定められたものとみなす。

2　前項の場合において、同一の政党その他の政治団体に属する者が三人以上あるときは、同項の規定にかかわらず、これらの者の中から当該管轄選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者を開票立会人に選任することができない。

3　都道府県の選挙管理委員会が選挙の期日以後に従前の二以上の開票区の区域を合わせた区域に数市町村合同開票区を設けた場合には、法第六十二条第八項の規定による開票立会人の選任については、当該数市町村合同開票区の開票管理者は、これらの従前の開票区において当該選挙の開票立会人に定められた者の数を合計した数が、十人を超えないときは直ちにこれらの者を、十人を超えるときはこれらの者の中から当該数市町村合同開票区の開票立会人に選任しなければならない。この場合において、これらの従前の開票区において当該選挙